

【小康期】
予想される状況
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・ 大流行はいったん終息している状況。
目的
1) 県民生活・経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について県民に情報提供する。 3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) 実施体制

(1)-1 実施体制の縮小等

- ① 県は、国が縮小する措置などに係る基本的対処方針を示し、小康期に入った旨の公示を行った場合は、遅滞なく本県が小康期に入ったことを宣言するとともに、第二波に備えた対策等を実行する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(1)-2 緊急事態解除宣言

- ① 国が、特措法第32条第5項に基づく緊急事態解除宣言をした場合、県は、緊急事態宣言に基づく措置を中止する。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ② 市町村は、国が緊急事態解除宣言をした場合、市町村対策本部を廃止する。（知事公室、医療政策部）

「新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるとき」とは、具体的には、

- ・ 患者数、ワクチン接種者数等から、国民の多くが新型インフルエンザ等に対する免疫を獲得したと考えられる場合
- ・ 患者数が減少し、医療提供の限界内に収まり、社会経済活動が通常ペースで営まれるようになった場合
- ・ 症例が積み重なってきた段階で、当初想定したよりも、新規患者数、重症化・死亡す

Ⅲ 各段階における対策【小康期】

る患者数が少なく、医療提供の限界内に抑えられる見込みがたった場合などであり、国内外の流行状況、国民生活・国民経済の状況等を総合的に勘案し、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、政府対策本部長が速やかに決定するものとされている。

(1)-3 対策の評価・見直し

県は、これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、国の政府行動計画、ガイドラインを参考に県行動計画等の見直しを行う。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(1)-4 県対策本部、市町村対策本部の廃止

県は、政府対策本部が廃止されたとき、また、市町村においては、緊急事態解除宣言がなされたときは、速やかに県対策本部又は市町村対策本部を廃止する。（知事公室）

(2) サーベイランス・情報収集

(2)-1 サーベイランス

- ① 県は、通常のコウベイランスを継続する。（地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局）
- ② 県は、再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生の把握を強化する。（地域振興部、健康福祉部、医療政策部、教育委員会事務局）

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 県は、引き続き、県民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（知事公室、医療政策部、関係部局）
- ② 県は、県民から相談窓口等に寄せられた問い合わせ、市町村や関係機関等から寄せられた情報等を取りまとめ、情報提供の在り方を評価し、見直しを行う。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(3)-2 情報共有

県は、国、地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムか

Ⅲ 各段階における対策【小康期】

つ双方向の情報共有の体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備に関する対策の方針を伝達し、現場での状況を把握する。（知事公室、医療政策部、関係部局）

(3)-3 相談窓口等の体制の縮小

県は、状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小するとともに、市町村に対し相談窓口等の体制の縮小を要請する。（知事公室、医療政策部）

(4) 予防・まん延防止

(4)-1 予防接種

県は、市町村に対し、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めるよう要請する。（医療政策部）

(4)-2 緊急事態宣言がなされている場合の措置

緊急事態宣言がなされている場合には、県は、市町村に対し、上記の対策に加え、必要に応じ、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進めるよう要請する。（医療政策部）

(5) 医療

(5)-1 医療体制

県は、国と連携し、新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻すとともに、不足している医療資源や医薬品の確保を行う。（医療政策部）

(5)-2 抗インフルエンザウイルス薬

- ① 県は、国内外で得られた新型インフルエンザ等についての知見を整理し、国が作成した適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に対し周知する。（医療政策部、関係部局）
- ② 県は、流行の第二波に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。（医療政策部、関係部局）

(5)-3 緊急事態宣言がなされている場合の措置

県は、必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。（医療政策部、関係部局）

(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

(6)-1 県民・事業者への呼びかけ

県は、必要に応じ、引き続き、県民に対し、食料品・生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないように要請する。（関係部局）

(6)-2 緊急事態宣言がなされている場合の措置

(6)-2-1 業務の再開

- ① 県は、県内の事業者に対し、各地域の感染動向を踏まえつつ、事業継続に不可欠な重要業務への重点化のために縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない旨周知する。（関係部局）
- ② 県は、指定（地方）公共機関及び登録事業者に対し、これまでの被害状況等の確認を要請するとともに、流行の第二波に備え、事業を継続していくことができるよう、必要な支援を行う。（関係部局）

(6)-2-2 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- ① 県は、国内・県内の状況等を踏まえ、県内感染期で講じた措置を継続し、また、合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。（知事公室、医療政策部、関係部局）